

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2022 年 6 月 24 日	
滋賀県知事 殿	
提出者	
住 所 滋賀県守山市小島町515	
氏 名 旭化成株式会社 守山製造所	
製造所長 池尻 澄雄	
電話番号 077-581-4081	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	旭化成株式会社 守山製造所
事業場の所在地	滋賀県守山市小島町515
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	出荷額 290億円
③ 従業員数	950名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】 別紙-3の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙-3の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別法に関しては別紙-4のとおり定め、リサイクル・サーマルリサイクル・委託焼却・委託処分する廃棄物に分別し、ゼロエミッション化率の高い処理先を厳選し委託する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の維持継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

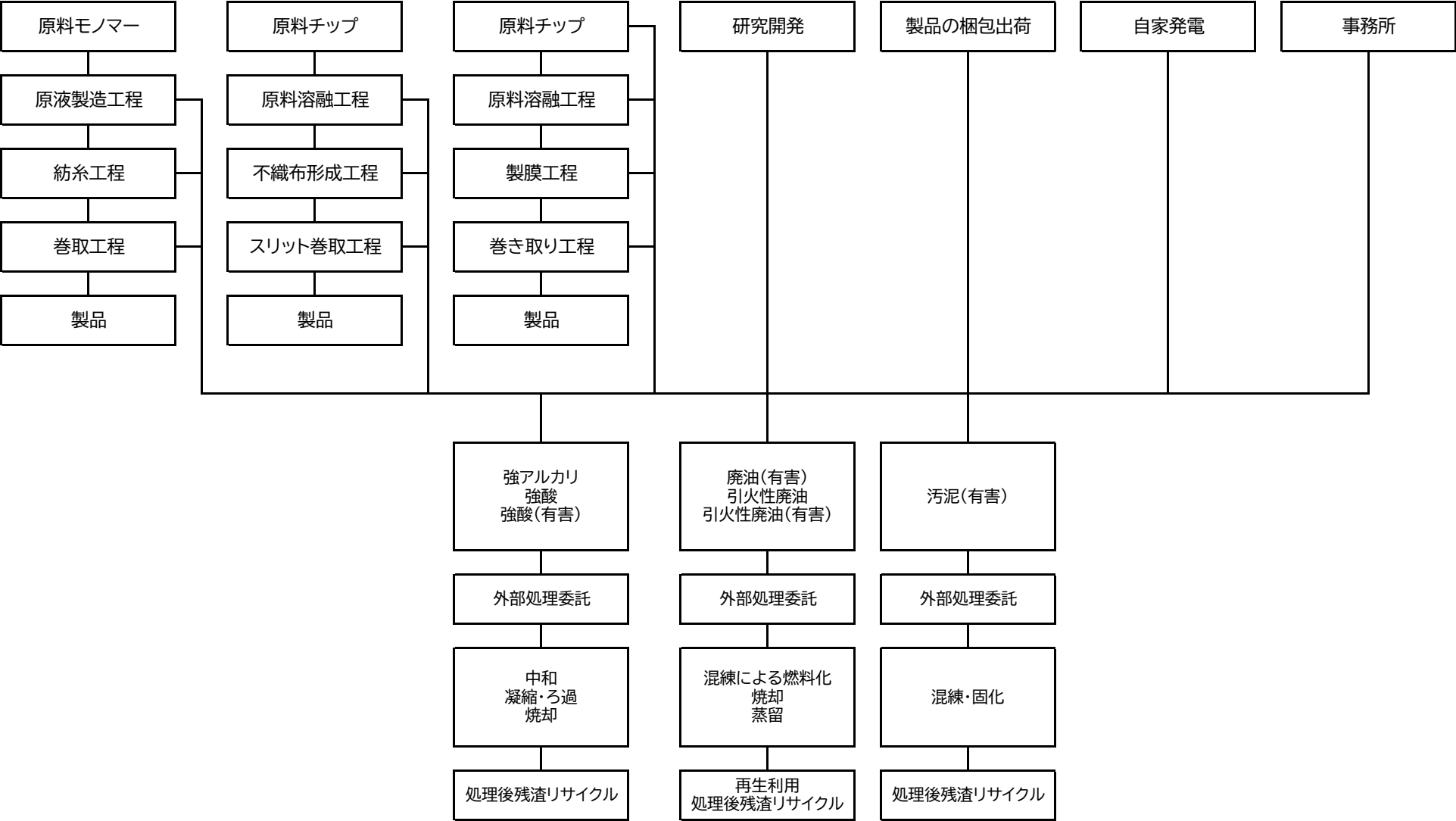
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		別紙-3の通り
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

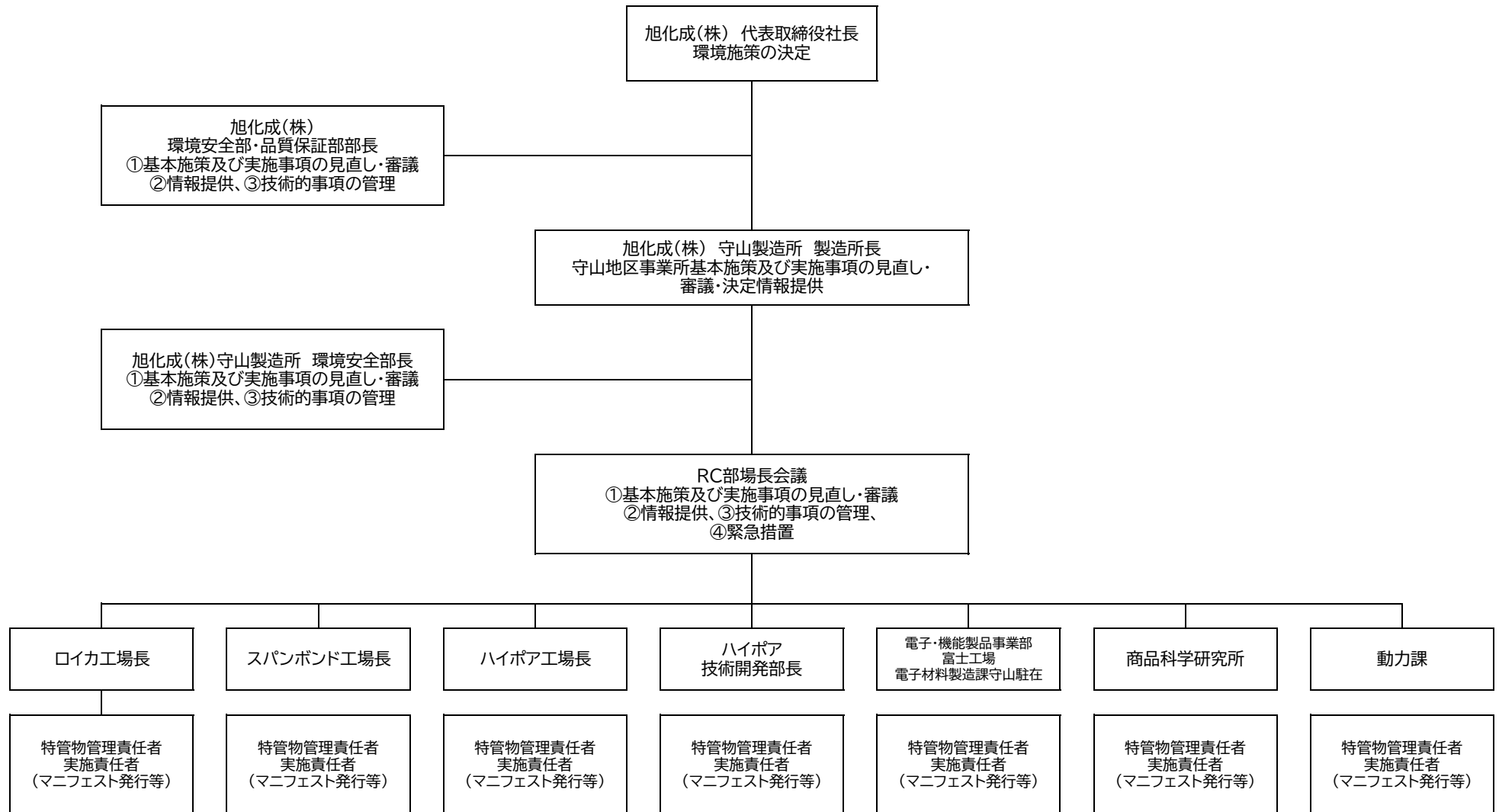
(第5面)

	②計画	【目標】別紙-3の通り		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（ 2021 年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	2100 t			
(今後実施する予定の取組等)				
全て電子マニフェスト化済み				
※事務処理欄				

別紙-1 特別管理産業廃棄物一連の処理の工程



別紙-2 廃棄物管理体制図



別紙-3

産業廃棄物の種類 現状と計画	引火性廃油		ph12.5以上のアルカリ		廃油 (基準を超える有害物質を含むもの)		汚泥 (基準を超える有害物質を含むもの)		ph2.0以下の廃酸		感染性廃棄物	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項												
排出量	382.789 t	382.000 t	1,535.315 t	1,520.000 t	13.028 t	18.000 t	168.280 t	180.000 t	0.595 t	0.300 t	0.006 t	0.010 t
これまでに実施した取組	・引火性廃油等の有価物化 ・収率向上による廃棄物発生抑制											
今後実施する予定の取組	・上記の継続											
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項												
自ら再生利用を行った(行)産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組												
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項												
自ら熱回収を行った(行)産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組												
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項												
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行)産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組												
産業廃棄物の処理の委託に関する事項												
全処理委託量	382.789 t	382.000 t	1,535.315 t	1,520.000 t	13.028 t	18.000 t	168.280 t	180.000 t	0.595 t	0.300 t	0.006 t	0.010 t
優良認定処理業者への処理委託量	382.789 t	382.000 t	470.655 t	465.960 t	13.028 t	18.000 t	168.280 t	180.000 t	0.595 t	0.300 t	0.006 t	0.010 t
再生利用業者への処理委託量	382.789 t	0.000 t	1,535.315 t	0.000 t	13.028 t	18.000 t	168.280 t	180.000 t	0.595 t	0.300 t	0.006 t	0.010 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
これまでに実施した取組	・ゼロエミッション化率の高い処理業者へ委託する。 ・上記対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者、認定熱回収業者から優先して選定する。											
今後実施する予定の取組	・上記の継続											

別紙－４ 分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

処理・処分方法(用途)		廃棄物等の分類	凡 例
リ サ イ ク ル	専ら再生利用	金属くず	スクラップ、空缶等、塔槽、計装パネル
	資源の有効利用	家電リサイクル	テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機
	指定再資源化	金属くず	OA機器類(パソコン等)
	路盤材等	がれき類、建設混合廃棄物 汚泥	建設廃材等(コンクリートガラ、アスファルト)
	ボイラー燃料 パルプ・家具・栽培床	廃木材	木パレット、積み付け用木材
	他産業原料 (中和剤など)	特;強アルカリ	苛性ソーダ、珪酸ソーダ
	堆肥化	有機汚泥	動植物性残渣(食物残渣等)
	他産業原料 (セメント、精錬、スラグ 化等)	廃プラスチック類	合成繊維、PP、PE、PTFE、活性炭、塩ビ類、FRPIほ か複合品で分離困難な物、電気・計装部品
		特;強酸(有害)	鉛蓄電池
		ガラス陶磁器くず	ガラス瓶、ガラス繊維、無機保温材、乾燥剤
		水銀使用製品廃棄物	蛍光灯
		石綿含有廃棄物	石綿含有廃棄物
		汚泥、汚泥(有害)	汚泥、有害物含有汚泥、乾電池、乾燥剤
		特;廃油、廃油	溶剤
		特;引火性廃油、 引火性廃油(有害)	引火性有機排液、実験室分析排液
		特;感染性廃棄物	医療系廃棄物
	燃料化	特;廃油、廃油	廃油、可塑剤
リ サ イ ク ル	焼却	廃プラスチック類	PE、合成繊維、布屑、ウエス
		特;廃油、廃油	有害物含有廃油、試薬類、廃油、油ウエス

特;特別管理産業廃棄物を示す

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。